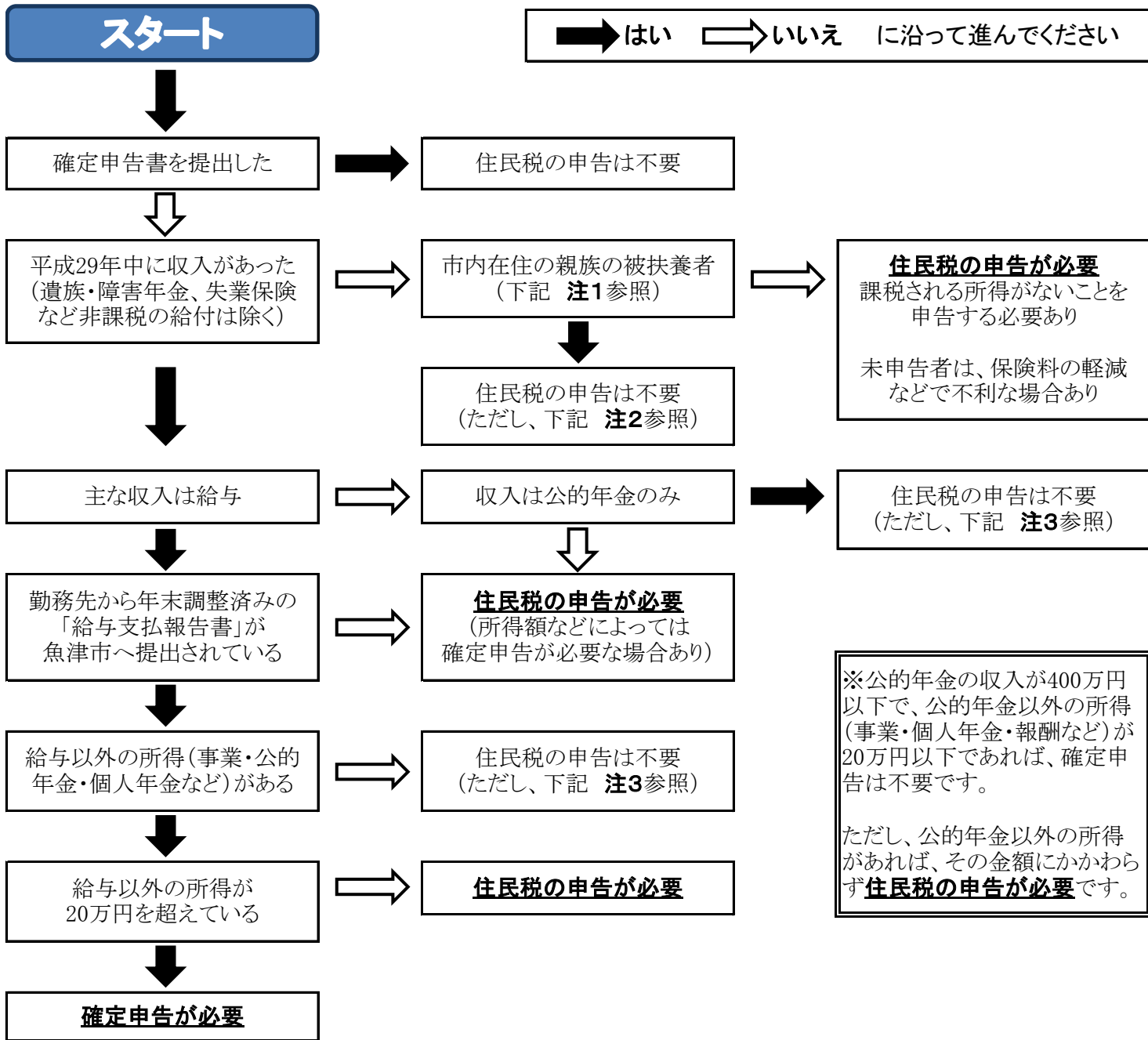


住民税申告フローチャート

この表は、一般的な例を示しています。住民税の申告が不要でも、複数の給与・公的年金の支払いを受けている、源泉徴収された所得税額が少ないなどの理由で確定申告が必要な場合があります。

- 住民税の申告 市役所に「市・県民税申告書」を提出すること
- 確定申告 税務署に「確定申告書」を提出すること（住民税の申告も兼ねています）



注1: 親族の確定申告書、市・県民税申告書、源泉徴収票などに控除対象配偶者、扶養親族として記載されている方のことです。

注2: 所得証明書が必要な方は、申告をしてください。

注3: 源泉徴収票に記載がない控除(配偶者、扶養、社会保険料、生命保険料、医療費など)を受けようとする場合は、申告が必要です。

【問い合わせ先】 魚津市役所 税務課住民税係 Tel 0765-23-1009 (直通)